



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 639-1-C 101
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509
e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp
URL <http://www.sr-kirin.jp>



改正個人情報保護法／小規模取扱事業者にも適用拡大



上級個人情報管理士
認定番号: AA1500488CO

上級個人情報管理士の
資格を取得しています。

改正個人情報保護法施行期日が「平成 29 年 5 月 30 日」とされました。

これまでは取扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模取扱事業者には、適用されていなかった個人情報保護法における規定が、適用されることとなります。

マイナンバーの取得・利用・保管・廃棄の道筋はうまく機能していますか？個人情報保護は、企業にとって絶対必要項目となりました。車を運転するなら自動車保険に入るように、個人のデータ（マイナンバーに限らず生年月日や住所等 etc）の提出を求めるからには、規定の作成や、流れのマニュアル化は必要です。きりん事務所では、お客様の安全をサポートする為、マイナンバー取扱規定を他の規定の半額以下のお値段で作成しています。マイナンバー管理の為のキットも合わせてご提供していますのでお気軽にご相談下さい。



改正個人情報保護法のポイント

● 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義の明確化（新たに顔認識データといった身体的特徴などを個人情報として明確化）
- 要配慮個人情報に関する規定の整備（「要配慮個人情報」とは、人種、信条、病歴（健康情報を含む）など不当な差別、偏見が生じる可能性のある個人情報のこと。原則として本人の同意を得ることを義務化、オプトアウトでの第三者提供の禁止）

● 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備（「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもの。いわゆるビッグデータの有効活用が狙い）

● 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

● 本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出 〔平成 29 年 3 月から受付け〕、公表等の厳格化

● 利用目的の変更を可能とする規定の整備

● 取扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模取扱事業者への対応（適用拡大）



事業主が行う健康保険・厚生年金保険の届出(訂正とお知らせ)

前月号において、平成 29 年 1 月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、“「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号欄を追加されます”とお伝えしましたが、当初の予定が実施の間際に変更され、今回の改正では、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」には、個人番号欄を追加しないこととされました。

なお、「被保険者資格取得届」には個人番号欄（マイナンバー欄）が設けられますが、前月号でもお伝えしたとおり、当分の間、特別な取扱いがされます。この件について、昨年 12 月 28 日付で、日本年金機構から次のようなお知らせがありました。

～ 被保険者資格取得届に関する日本年金機構からのお知らせ ～

平成 29 年 1 月以降、健康保険組合管掌の事業主のみなさまにおかれましては、被保険者資格取得届について、基礎年金番号欄とマイナンバー欄のある新様式をご利用いただくこととなる予定ですが、日本年金機構へ届け出いただく被保険者資格取得届については、必ず基礎年金番号を記入いただきますようお願いいたします。（マイナンバーの記入は不要です。）

なお、全国健康保険協会（協会けんぽ）管掌の事業主のみなさまにおかれましては、従来どおり、基礎年金番号欄のみの現行様式をご利用ください。



雇用保険率の引き下げなどを盛り込んだ雇用保険法等の改正を検討

給付の充実と負担の軽減の両面から雇用保険法等の改正が検討されてきましたが、その内容が具体化してきました。簡単に内容を見てみると、次のとおりです。

雇用保険法等の改正案要綱の概要

○給付の充実

失業保険金（基本手当）の給付単価の上限と下限の引き上げ、所定給付日数の一部見直し、リーマンショック時に設けられた暫定措置の整備のほか、移転費、教育訓練給付金、育児休業給付金について充実を図る。※育児休業給付金については、保育所に空きがない場合の育児休業期間を、現行の「子が1歳6カ月に達するまで」から「子が2歳に達するまで」に延長予定。



○負担の軽減

平成29年度から平成31年度までは、とりあえず、国庫負担の割合と雇用保険率を引き下げる。※雇用保険率については、失業等給付分の率を引き下げ予定。

一般の事業においては、次のとおり（弾力条項も加味）。

平成28年度(現行)	: 失業等給付分 0.8% [労使折半負担] + 二事業分 0.3% [事業主負担]
平成29年度(予定)	: 失業等給付分 0.6% [労使折半負担] + 二事業分 0.3% [事業主負担]



最近の知っておきたい労務管理のプラスワン(当事務所HP抜粋)

- 同一労働同一賃金の実現に向けた政府の指針案(非正規にも賞与)
- 改正個人情報保護法 全面施行は平成29年5月30日に決定
- 持ち帰り残業が原因で自殺、解決金4300万円で調停成立
- 大手ドーナツチェーンFC店長過労死 運営会社に4600万円の賠償命令
- 厚生労働省、「過労死等ゼロ」に向け緊急対策を公表
- 時間外労働規制 厚労省検討会が36協定の上限設定を提案
- 時間外労働の上限規制 月60時間、繁忙期は100時間で調整
- 雇用保険法等の改正、まもなく法案を国会に提出へ
- 協会けんぽ、健康保険料率引き下げ、介護保険料率引き上げ(案)
- 年次有給休暇の付与の早期化などを提言 政府の規制改革推進会議

働き方改革が大きく取り上げられています。ポイントはこの2点。

- 1.長時間労働の抑制
- 2.年次有給休暇取得促進

労働時間は短く、休みは多く、非正規にも賞与・・・法改正に目が離せません。先を見越した制度改革が必要です。

お仕事 カレンダー 2月



2/1	●贈与税の申告受付開始
2/10	●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	●所得税の確定申告受付開始
2/28	●1月分健康保険料・厚生年金保険料の支払 ●じん肺健康診断実施状況報告書の提出 ●固定資産税(都市計画税)納付(第4期分) ●12月決算法人の確定申告・6月決算法人の中間申告 ●3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告



◆**本年の書初め**◆◆◆◆◆**凡時徹底**◆◆◆◆◆ 昔から、字が下手なのとまつ毛が短いことだけは、克服できないコンプレックスなのですが、毎年書初めを続けております(^_^)そしてそれを私のデスクから見える位置に1年間展示(?)しています。毎日目にするものは潜在意識に定着するものだと信じて今年で15年目です。

「**凡時徹底**」とは、**当たり前前**のことを**当たり前前**にやるのではなく、**当たり前前**のことを**人には真似できないほど一生懸命やる**、という意味です。鍵山社長はこうも言っています。「理想の会社像を追求し続けたからこそ、現在のイエローハットがある。もし売上や利益を追いかけていたら、途中で潰れていた」きりん人事労務管理事務所も「きりん」の由来に恥じないように、日々精進して参ります。

～1962年イエローハット創業者 鍵山秀三郎さんの言葉でした。～

